

高砂市知的障害者自立生活訓練事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高砂市地域生活支援事業に関する規則（平成18年高砂市規則第44号）に定めるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第3項に規定する地域生活支援事業として、地域生活支援事業実施要綱（平成18年障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に定める規定に基づき、知的障害者の社会参加の促進及びノーマライゼーションの理念の普及を図るため、在宅の知的障害者を対象として一定期間、保護者から独立させ、宿泊による生活訓練を実施するための自立生活訓練施設（以下「施設」という。）を設置し、運営する知的障害者の家族等で組織する団体等（以下「設置団体等」という。）に対し、その経費を補助することによって、知的障害者の家庭や地域での自立生活を助長することを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 施設の形態は、設置団体等が所有権又は賃借権を有する通常の住宅（民家、アパート、マンション等）を使用すること。
- (2) 事業の内容は、利用者に対し規則正しい生活、健康管理、金銭管理、対人関係、食事等に関する訓練を行うこと。
- (3) 利用登録人員は、おおむね15人以上であること。
- (4) 訓練日数は、原則として週5日以上実施するものとし、1日あたりの利用定員は、おおむね3人から7人とする。
- (5) 利用対象者は、市内に住所を有する15歳以上の療育手帳の所持者で、かつ、共同生活に耐えられるものであること。
- (6) 施設及び施設に附属する設備は、利用者の保健衛生及び安全の確保に十分留意したものであること。
- (7) 利用者に対し適切な訓練及び指導を行う能力を有する者（以下「指導員」という。）を1人以上配置すること。
- (8) 利用者の訓練期間中に必要な家賃、食事代、光熱水費その他訓練に必要な経費は、利用者の負担とすること。

(補助金の額の算定方法)

第3条 補助金の額は、次に定める各号の額の合計額とする。ただし、それぞれの額に1,000円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てるものとする。

- (1) 基本運営費補助金の額は、別表に定める対象経費の実支出額と基準額とを比較して少ない方の額とする。
- (2) 借上料補助金の額は、別表に定める対象経費の実支出額に2分の1を乗じて得た額と基準額とを比較して少ない方の額とする。

(補助金の交付)

第4条 補助金の交付手続については、この要綱に定めるもののほか、高砂市各種事業等補助金交付規則（昭和47年高砂市規則第16号）に定めるところによる。

(帳簿等の保存)

第5条 補助金の交付を受けた者は、当該補助対象事業に係る収支を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該事業終了後5年間保存しなければならない。

(補則)

第6条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年3月20日から施行し、改正後の精神薄弱者自立生活訓練事業補助金交付要綱の規程は、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年3月15日から施行し、改正後の精神薄弱者自立生活訓練事業補助金交付要綱の規程は、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年3月21日から施行し、改正後の知的障害者自立生活訓練事業補助金交付要綱の規程は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年12月28日から施行し、改正後の知的障害者自立生活訓練事業補助金交付要綱の規程は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年2月5日から施行し、改正後の知的障害者自立生活訓練事業補助金交付要綱の規程は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行し、改正後の知的障害者自立生活訓練事業補助金交付要綱の規程は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年8月1日から施行し、改正後の知的障害者自立生活訓練事業補助金交付要綱の規程は、平成18年4月1日から適用する。(補助基準額の改正)

附 則

この要綱は、平成19年7月2日から施行し、改正後の知的障害者自立生活訓練事業補助金交付要綱の規程は、平成19年4月1日から適用する。(補助基準額の改正)

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行し、改正後の知的障害者自立生活訓練事業補助金交付要綱の規程は、平成20年4月1日から適用する。(補助基準額の改正)

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。(地域生活支援事業の位置づけ)

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。(引用法令名の改正)

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。(国地域生活支援事業実施要綱の別記番号以下の説明を削除)

別表

	対 象 経 費	基 準 額
基 本 運 営 費	<p>以下に掲げる対象経費の実支出額×市内在住者利用延人員／利用延人員</p> <p>1. 指導員の手当（報酬、給料、賃金、職員手当等、社会保険料）</p> <p>2. 旅費</p> <p>3. 建物修繕費</p> <p>4. 需要費（食糧費、賄材料費及び光熱水費を除く。）</p> <p>5. 役務費</p>	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 基準額 $2,688,000 \text{ 円} \times \text{開設月数} \div 12 \text{ ヶ月} \times \text{市内在住者入居人員} / \text{入居人員}$</p> <p>2 生活介助員加算 日額単価 <u>1,650 円</u> × 市内在住重複障害者利用延日数</p>
借 上 料	<p>市内に設置の自立生活訓練ホーム</p> <p>1. 生活訓練ホームとして使用する建物、敷地の賃借料（その賃借料に対して他からの扶助又は補助金がある場合はその額を控除する。）</p>	<p>50,000 円（限度額）×開設月数</p>

- ※ 市内在住者 原則として、入居者の保護者居住地を在住地とみなす。
 重複障害者 療育手帳A判定及び身体障害者手帳1級又は2級を併せ持つ者。